

笠置町周辺地域の 新型コロナウイルス感染症の 感染状況について

令和4年3月3日 京都府相楽郡笠置町

笠置町周辺地域の感染状況について

○近隣保健所管内の感染確認者累計

京都府ホームページ 府内の感染状況

<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/hassei1-50.html>

奈良市ホームページ 新型コロナウイルス関連情報

<https://www.city.nara.lg.jp/site/coronavirus/>

三重県ホームページ 新型コロナウイルス感染症の発生状況

https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000066_00090.htm

マスク着用の考え方の見直し等について

令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定

マスク着用の考え方の見直し概要

新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、令和5年3月13日から**個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断**とする。

ただし、学校におけるマスクの着用の考え方の見直しは令和5年4月1日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方に沿った対応とする。

着用が効果的な場面の周知等

○高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な次の場面では、マスクの着用を推奨する。

- ・医療機関受診時

- ・高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時

- ・通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時

※その他、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時等。

症状がある場合等の対応

症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出する時には、人混みは避け、マスクを着用する。

学校における対応

○学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。

○下記の場合は、教育委員会・学校等に対して適切な対応を求める。

・基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じること。

・地域や学校における新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染状況等に応じて、学校・教員が児童生徒に対して着用を促すことも考えられるが、そのような場合も含め、児童生徒や保護者等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにすること。

医療機関や高齢者施設等における対応

高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従業者については、勤務中のマスクの着用を推奨する。

事業者における対応

マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。

各業界団体においては方針に沿って「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知する。

基本的な感染対策について

マスクの着用の考え方の見直し後であっても、基本的な感染対策は重要であり、引き続き「**三つの密**」の回避、「**人と人との距離の確保**」、「**手洗い等の手指衛生**」、「**換気**」等の取組をすること。

【京都府】1月27日以降の催物（イベント等）の開催要件について

新型コロナウイルス感染症対策に係る催物（イベント等）の開催要件について、令和5年1月27日以降は、収容率を「大声での歓声等の有無を問わず、全て100%まで」とする。

1 催物(イベント等)の開催要件内容(特措法24条第9項に基づく要請)

	1月27日以降	(参考)1月26日まで
期間	令和5年1月27日から当面の間	令和4年3月22日から 令和5年1月26日まで
対象地域	京都府全域	(同左)
人数上限	①感染防止安全計画を策定したイベント→収容定員まで ②①以外のイベント→5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方	(同左)
収容率の上限	大声での歓声等の有無を問わず、100%まで ※大声とは観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること。	①大声での歓声等がないことを前提とするもの→100% ②大声での歓声等が想定されるもの→50%
事前協議等	①5,000人超かつ収容率50%超のイベントについては、安全計画を策定し京都府に提出。 ②それ以外のイベントは、イベント主催者等でチェックリストをホームページやSNS等で公表	(同左)

感染リスクが高まる 「5つの場面」

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で注意力が低下する。また、聴覚が鈍磨し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、例えば深夜のはしご酒では、昼間の通常の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- また大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケや野外のバーベキューでの事例が確認されている。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用施設での事例が確認されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での事例が確認されている。車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



新型コロナウイルス感染症 への感染が疑われる場合の 対応について

新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合は・・・

- 11月1日から、新型コロナウイルス感染症の相談・受診・検査体制が変わりました。
- 発熱等の症状のある方は、まず、かかりつけ医などの身近な医療機関へ電話で御相談ください。
- 夜間や医療機関が休みのとき、かかりつけ医のいない方は、次の窓口に連絡して下さい。
きょうと新型コロナ医療相談センター
電話：075-414-5487（365日24時間）

新型コロナウイルス感染症に 関する人権への配慮について

新型コロナウイルスへの 感染に関する人権への配慮について

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に関しては、誤った情報や認識に基づく、感染者やその家族等への不当な差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等の発生が危惧されております。
- ▶ このような行為は重大な人権侵害です。町民の皆様におかれましては憶測やデマに惑わされず、冷静な行動をお願いいたします。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性のある病気です。闘う相手はウイルスであり、人ではありません。
- ▶ 不当な差別やいじめ等の様々な人権問題については、以下の相談窓口へご相談いただきますようお願いいたします。

みんなの人権110番

電話：0570－003－110（平日午前8時30分から午後5時15分まで）

笠置町の今後の対応について

- 今後も、京都府と連携を密にし、
テレビ等による正確な情報の提供と、
適切な対応に努めますので、ご確認ください。